

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営を行う上でもコーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。経営における意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくよう努めております。

2. 施策の実施状況

当社は平成17年6月に委員会設置会社(平成27年5月1日会社法改正により指名委員会等設置会社)へ移行しました。この体制のもと経営の監督と業務執行が分離され、迅速性の高い経営を行うことが可能になっております。

機関の内容

1) 取締役数は7名(うち社外取締役5名)及び執行役7名により構成しております。経営監視および業務執行の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務ごとに権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を行っております。

2) 各委員会(指名委員会、報酬委員会、監視委員会)の概要として、「指名委員会」は株主総会に提出する取締役の選任案及び解任案を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。

3) また各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。各委員会及び取締役会は原則2ヶ月に1回開催し、それぞれ連携をとりながら、取締役会の監督機能を強化しております。

4) 社外からも管理機能を高めるため、顧問契約のある弁護士、税理士と情報を密にし、リーガルチェックとアドバイスを受けるとともに、会計監査人へ経営情報を報告し、適時適切に監査が行えるよう努めております。なお、当社は、興亜監査法人が会計監査を行っております。業務の執行は指定社員の近田 直裕、松村 隆の両名と、補助者として公認会計士5名で行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大森園芸ホールディングス	1,640,000	29.81
東京青果株式会社	500,000	9.09
小杉 圭一	480,000	8.72
株式会社大田花き	411,463	7.48
株式会社大森園芸	400,000	7.27
柴崎 太喜一	209,000	3.80
野田 祐子	168,000	3.05
磯村 信夫	160,000	2.90
株式会社都立コーポレーション	156,000	2.83
大田花き従業員持株会	139,000	2.52

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田 一光	他の会社の出身者							○				
須田 シュン一郎	他の会社の出身者											
中山 俊博	他の会社の出身者											
奥野 義博	他の会社の出身者											
内田 義昭	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
川田 一光	○	○			川田一光氏は当社の主要株主である、株式会社東京青果の代表取締役であります。	東京青果株式会社の代表取締役を務めており、経営経験を当社の経営に活かしていただきたいため。
須田 シュン一郎	○		○		_____	株式会社サカタのタネの代表取締役専務を務めておりました経験を当社の経営に活かしていただきたいため。
						米国住友商事会社副社長を務めておりま

中山 俊博	○	○			_____	した経験を当社の経営に活かしていただきたため。
奥野 義博	○	○			奥野義博氏は当社の取引先である日本鋼管株式会社(現JFEエンジニアリング株式会社)に勤務しておりました。	日本鋼管株式会社(現JFEエンジニアリング株式会社)での経験、JFEネット株式会社での取締役、JFEアドバンスライト株式会社での代表取締役を務めておりました経験を当社の経営に活かしていただきたため。
内田 義昭			○	○	_____	公認会計士および税理士として、専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたため。また当社及び当社執行役との利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	1	4	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	3	0	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	7名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
磯村 信夫	あり	あり	○	○	なし
小杉 圭一	なし	なし	×	×	なし
吉武 利秀	なし	なし	×	×	なし
金子 和彦	なし	なし	×	×	なし
浅沼 建夫	なし	なし	×	×	なし
萩原 正臣	なし	なし	×	×	なし
加藤 了嗣	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査体制の確立のため「監査委員会の職務を補助する使用人に関する規程」を設け、当該使用人の執行役からの独立性を確保しております。

使用人の規程におきまして、この監査委員会の職務を補助する使用人に関して、1.転入及び転出 2.人事考課 3.給与 4.その他不当な制約を受けることのないこと、を定めてあります。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。構成する委員は3名で、社内取締役が1名、社外取締役が2名です。監査委員会が指名した監査委員が中心となり、監査に関わる規則、規程に基づき、経営・業務執行の監視を行い、委員会に報告しています。さらに常任監査委員は毎週行う執行役中心の会議に出席し、他の重要な会議の議事録の閲覧、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況等を調査しており、子会社についても、その業務及び財産の状況等を調査しております。そして会計監査人とその調査結果をもとに監査の方針・方法について確認、打合せを行うと

もに、会計監査の実施状況、監査結果につき、説明・報告を受け、意見交換を行い、財務諸表及び附属明細書につき検証しております。

なお、監査委員である内田善昭氏は、公認会計士の資格を有しております。

当社の内部監査体制は、監査委員会の職務を補助する監査委員会事務局として内部監査室があり、これとは別にフォローする部門として、品質カイゼン室、経理チーム及び総務チームが担当しております。監査委員会の指示のもと、業務処理や財産等の管理が適正に行われているか、それぞれの所轄範囲に応じ業務の適正、対応、ミスの発見、検査・検証をしております。

会計監査人は、興亜監査法人を選任しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、指定社員の近田直裕（継続監査年数6年）松村隆（継続監査年数1年）の両名であります。さらに補助者として公認会計士4名が当社の会計監査を行っております。監査委員会とは、必要に応じて随時情報交換を行うことで、相互の連携をとり、監査体制の充実に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

執行役を対象として当期純利益及び各執行役の業績への貢献度を勘案して支給。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明	
社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を有価証券報告書において開示しております。 全執行役の総額を有価証券報告書において開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の基準を公正かつ適正に定めることを目的とし、以下を取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する基本方針としております。

・取締役報酬

取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることから固定金額とし、その支給水準については、経済情勢、当社の状況及び各取締役の職務の内容及び前年度の支給実績を参考にして相当な程度とする。

・執行役報酬

執行役が受ける報酬については、当社の業績向上へのインセンティブ及び生活保障の観点から、業績連動型報酬と固定金額報酬に分け、業績連動型報酬については、当期純利益の額及び業績への貢献度を勘案し、固定金額報酬については生活保障に見合った前年度の支給実績を参考にした相当水準とする。

【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役をサポートする専従の部署および社員はおりませんが、内部監査部門を中心にサポートしております。総務チームを中心に取締役会及び各委員会開催時には、事前に付議案件の資料を配布したり、随時情報提供や補足説明を行う体制にしております。また、社外取締役の報酬は当社に生活を依存しない範囲の相応の金額とし、業績連動型にはしていません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役数は7名(うち社外取締役5名)及び執行役7名により構成しております。

経営監視及び業務執行の仕組みとしまして、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、また取締役会により選任された執行役が、担当業務ごとに、迅速で効率的な業務執行を行っております。

各委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)の概要としましては次のとおりです。また各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。各委員会及び取締役会は、原則2か月に1回開催し、それぞれ連携をとりながら、取締役会の監督機能を強化しております。

・「指名委員会」は株主総会に提出する取締役の選任及び解任議案を決定します。構成する委員は5名で、社内取締役が1名、社外取締役が4名です。

取締役候補者の選定基準

1. 社内取締役は、内規で定めます候補者選任基準や条件を満たす者。
2. 社外取締役は、内規で定めます候補者選任基準を満たし、独立性が確保された者。

・「報酬委員会」は取締役及び執行役の受ける報酬等を決定します。構成する委員は5名で、社内取締役が2名、社外取締役が3名です。

1. 取締役が受ける報酬は、その主な職務が監督機能であることから、固定金額として定めることとし、その支給水準は経済情勢、当社の状況及び各取締役の職務の内容及び前年度の支給実績を参考にして相当な程度とする。
2. 執行役が受ける報酬は、当社の業績向上へのインセンティブ及び生活保障の観点から、業績連動型報酬と固定金額報酬に分け、業績連動型報酬については、当期純利益の額及び業績への貢献度を勘案し、固定金額報酬は生活保障に見合った前年度の支給実績を参考にした相当な水準にしております。

・「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。構成する委員は3名で、社内取締役が1名、社外取締役が2名です。監査委員会の指名した監査委員が中心となり、監査に関わる規則、規程に基づき経営・業務執行の監視を行い委員会へ報告しております。

当社における社外取締役の役割・機能

・社外取締役は、それぞれの専門知識・経験を当社の経営に活かすとともに、当社から独立した立場で意見を述べ、経営の透明性をより高める役割を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成17年6月に委員会設置会社(平成27年5月1日会社法改正により指名委員会等設置会社)へ移行しました。これにより、経営の執行と監督の分離を行い、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図ります。また、社外取締役が過半数を占める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」におきましても、経営の透明性を高めることができます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期は、平成27年6月20日(土)に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関する資料は、 http://www.otakaki.co.jp/m/ir/ に掲載しております。 記載内容は、「What's New」「IRライブラリ」「決算短信」「有価証券報告書等」「財務・業績ハイライト」「株主優待」「株主お手続き案内」「株価情報」に区分し掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表執行役社長を責任者とし、内部監査室を担当部署として実行と継続的な改善を監督しています。そして、法務上・コンプライアンス上の問題を的確に管理・対応し経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するための行動規範として設けています。

・「コンプライアンス・テスト」を作成しコンプライアンス教育

・6Sの徹底を促す規範

・業務カイゼン

・コンプライアンス上の違反行為等につき使用人が直接報告、相談する窓口としてコンプライアンスホットラインの設置

内部監査室を中心に連携の上、コンプライアンスの状況を監視します。これらの活動は、取締役会及び監査委員会へ報告することによりしております。

また、職務分掌や職務権限を規程により定め、役割分担を明確にして業務の遂行を図るとともに、内部監査によりその運用状況のモニタリングを行っております。なお、規程につきましては、管理本部総務チームにおきまして必要に応じ改訂を行い整備しております。

2. 取締役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査委員に対し、内部監査（グループ会社の監査も含む）の結果及び改善策、コンプライアンスホットラインの状況、その他当社及び子会社に重要な影響を及ぼす事項を報告し、報告を受けた監査委員は監査委員会へ報告することとしています。

3. 取締役、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書処理規程に従い、取締役及び執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役、執行役、内部監査室は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしています。

4. リスク管理に関する規定その他の体制

当社を取り巻く業務執行上の阻害要因・障害に対する基本的な方針及び管理体制をリスク管理規程に定めております。コンプライアンス、市場、信用、品質、情報等に係るリスクについて社長室及び管理本部総務チームはそれぞれの担当部署と協議の上、対応を行います。また、新たに生じたリスクについては、そのリスクに応じて取締役会、執行役会における対応責任者を定めます。

5. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の独立性

当社は、監査体制の確立のため「監査委員会の職務を補助する使用人に関する規定」を設け、当該使用人の執行役からの独立性を確保しております。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の代表者が出席するグループ会議を定期的に行い、職務の執行に関する報告を受けるとともに、コンプライアンスに関する情報を共有するほか、必要に応じて当社の関係部署と連携して課題解決に取り組んでおります。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出に向け、内部監査室は内部統制システムの整備を行い、財務報告に係る管理体制をチェックし、状況の検証を継続的に行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛から「社員倫理規定」に明記し、断固として対処することとしています。整備状況については、所轄警察署等との情報交換を行っています。また、「反社会的勢力対応マニュアル」としまして、個別に作成し、各グループで周知徹底しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役会が重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を行っております。

当社の適時開示に関する権限は、執行役に委譲されており、取締役会は、執行役の業務執行が適切になされているか監督しています。

当社は、当社に関する重要情報の開示について、関連法令、金融商品取引所の適時開示規則等に基づき、開示すべき重要な情報を網羅的に把握し、開示内容の正確性を確保し、迅速な公表を行うことを方針とし、所定の意思決定プロセスを経て、適時開示を行っております。

1) 重要な決定事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる重要な決定事実については、規定に基づき、定時ないし臨時の取締役会または執行役会にて、決議されます。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

2) 重要な発生事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる重要な発生事実については、それぞれの部署を担当する執行役より、執行役会において、あるいは内容により直ちに代表執行役に伝達されます。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

3) 決算に関する情報の開示について

決算に関する情報については、管理本部経理チームが作成し、定時ないし臨時の執行役会が、承認・決定します。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

一層指名委員会等設置会社体制を強化し、経営に対する監督機能と経営の透明性を高めてまいります。

